

## うごくるB。パートナーシップ制度実施要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、次条に定める宣言を行う事業者を環境文化都市づくりプラットフォームうごくる。(以下「うごくる。」という。)として登録し、及び当該事業者に対し環境文化都市づくりに向けた支援等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (宣言)

第2条 「うごくるB。脱炭素パートナー宣言」(以下単に「宣言」という。)を行う者は、次に掲げる事項に同意するものとする。

- (1) 環境文化都市づくりに向け、事業活動の脱炭素化に積極的に取り組むこと。
- (2) 前号の取組の連鎖に向けたネットワークを構築すること。
- (3) 宣言を行った際、事業者の名称等を公表すること。
- (4) うごくる。が発信する情報の受信やイベントへの参画等に協力するよう努めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境文化都市づくりのために必要な事項に協力するよう努めること。

2 宣言は、うごくる。が別に定める内容及び方法により、対外的にこれを明示することにより行うものとする。

### (要件)

第3条 宣言を行う者は、以下の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 宣言を行おうとする日の時点において現に飯田市内において事業活動を行う事業者であること。
- (2) 飯田市暴力団排除条例(平成23年飯田市条例第34号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団員等でないこと(法人の場合は、構成員に暴力団員等が含まれないこと)。
- (3) 前号に掲げる者のほか、うごくる。が宣言を行う者として適当でないと認める者でないこと。

### (名称等)

第4条 宣言を行った事業者は、当該宣言を行った日以後、「うごくるB。脱炭素パートナー」を標ぼうすることができる。

### (支援等)

第5条 宣言を行い、登録を受けた事業者に対し、うごくる。は、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 宣言を行った事業者である旨を対外的に示し、及びPRすること。
- (2) 脱炭素経営に有益な取組事例や補助施策等に関する情報を積極的に提供すること。
- (3) うごくる。が実施するセミナー、イベント等の案内を行うこと。
- (4) 宣言を行った事業者からの脱炭素化に関する相談等に応じること。
- (5) 事業者の利益に資するネットワークを構築すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、脱炭素経営の推進に資する支援等を行うこと。

(情報の変更等)

第6条 宣言を行った事業者において、名称、事業内容、所在地、連絡先その他の情報に変更があった場合は、うごくる。が別に定めるところによりこれを届け出るものとする。

2 宣言を行った事業者が、宣言を行った事実について、その取消を求める場合は、うごくる。が別に定めるところによりこれを届け出るものとする。

(期間等)

第6条 宣言及び宣言に付随する事業の実施期間は、うごくる。が定める。この場合において、うごくる。は、事前の告知なくこれを終了することがある。

(補則)

第7条 本要領に定めるもののほか、宣言及び宣言に付随する事業に関し必要な事項は、うごくる。が定める。